

山口県報

令和6年
3月19日
(火曜日)

目 次

○条例

山口県自転車の安全で適正な利用促進条例……………一〇

女性自立支援施設の設定及び運営に関する基準を定める条例……………一〇

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………一〇

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………一一

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一二

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………一三

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………一四

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………一五

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………一八

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………一八

県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例の一部を改正する条例……………二二

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………二四

山口県男女共同参画相談センター条例の一部を改正する条例……………二五

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………二六

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………二六

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………二七

山口県自転車の安全で適正な利用促進条例をここに公布する。



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………二七

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………三〇

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三三

介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三四

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三五

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三五

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三五

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三八

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三九

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四二

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四六

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四八

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四九

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例……………五〇

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例……………五一

下関漁港管理条例等の一部を改正する条例……………六〇

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………六一

山口県建築基準条例の一部を改正する条例……………六一

山口県営住宅条例の一部を改正する条例……………六二

山口県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………六二

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………六三

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………六四

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………六四

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例……………六五

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第一号

山口県自転車の安全で適正な利用促進条例

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等（第十一条―第十六条）

第三章 自転車損害賠償責任保険等（第十七条―第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、並びに自転車利用者等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車という。
- 二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 三 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 四 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 五 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

六 関係団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。

七 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

八 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。

九 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用によって他人の生命又は身体を害したことにより生じた損害を賠償する責任を負う場合において、これによる損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車利用者、県、県民、保護者、事業者、学校の長及び関係団体がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力しながら自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを旨として行われなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車を利用することが県民の健康増進、自然環境への負荷の低減及び観光の振興に資するという認識の下に行われなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第四条 自転車利用者は、自転車が法第二条第一項第八号に規定する車両であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 自動車(法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。)及び原動機付自転車(同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、第三条に規定する基本理念のつとめ、国、市町、自転車利用者、県民、保護者、事業者、学校の長及び関係団体と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町、自転車利用者、県民、保護者、事業者、学校の長及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育、広報その他の啓発活動を行うものとする。
(県民の役割)

第六条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校及び地域における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(保護者の役割)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。
(事業者の役割)

第八条 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(学校の長の役割)

第九条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が、自転車の安全で適正な利用をすることができるよう必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第十条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 関係団体は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等
(乗車用ヘルメットの着用の推進)

第十一条 県は、市町、事業者、学校の長及び関係団体と連携し、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を推進するため、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
(道路交通環境の整備)

第十二条 県は、国及び市町と連携し、自転車利用者が自転車を安全に通行させることができる道路交通環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車小売業者による情報提供等)

第十四条 自転車小売業者は、自転車の購入又は点検、整備若しくは修理の依頼をしようとする者(以下「自転車購入者等」という。)に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(自転車貸付業者による情報提供等)

第十五条 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(自転車の点検及び整備)

第十六条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

第三章 自転車損害賠償責任保険等

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十七条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 一 自転車利用者又はその保護者 当該自転車利用者
 - 二 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供する自転車を利用する者
 - 三 自転車貸付業者 その貸付けの用に供する自転車を利用する者
- (自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十八条 自転車小売業者は、自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の場合において、自転車損害賠償責任保険等への加入が確認できないときは、自転車購入者等に対し、自転車損害

賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員で自転車を利用して通勤するものに対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等の情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等)

第十九条 県は、市町、関係団体及び自転車損害賠償責任保険等の保険者又は共済責任を負う者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、同年十月一日から施行する。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二号

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 女性自立支援施設は、健全な環境において、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、入所者に対し適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

3 女性自立支援施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図るよう努めるものとする。

(設備)

第三条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 女性自立支援施設は、事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を設けなければならない。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四条 女性自立支援施設には、施設長並びに規則で定める員数の入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員、栄養士又は調理員、看護師又は心理療法担当職員、事務員及び施設その他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、栄養士又は調理員については、これを置かないことができる。

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格)

第五条 施設長は、女性自立支援施設を運営するにあつて女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たす。

すものでなければならない。

一 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(非常災害対策)

第六条 女性自立支援施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 女性自立支援施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する支援の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うものとする。

(安全計画の策定等)

第八条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員及び入所者に対する女性自立支援施設における生活（当該女性自立支援施設外での活動及び取組を含む。）その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措

置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行うものとする。

(施設内防災計画等の一体的策定)

第九条 施設内防災計画、業務継続計画及び安全計画は、これらを一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第十条 女性自立支援施設は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 女性自立支援施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(自立支援の原則)

第十一条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）について必要な支援を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 女性自立支援施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十三条 女性自立支援施設は、入所者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十号)は、廃止する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県公営企業の設置等に関する条例及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

一 山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号) 第六条

二 流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年山口県条例第二十号) 第五条

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第二の第二欄に掲げる事務」を「第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第二項中「別表第二の第二欄に掲げる事務」を「第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三号の二中「周南市」を「長門市及び周南市」に改め、同表第十八号の十二レ中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同表第十八号の十三ニ中「第二十六条第二項」を「第十四条第三項」に改め、同表中第十八号の十九を第十八号の二十一とし、第十八号の十八を第十八号の二十とし、第十八号の十七を第十八号の十九とし、同表第十八号の十六(4)中「第百三十三条」を「第百三十三条第一項」に改め、同表第十八号の十八とし、同表第十八号の十五の次に次のように加える。

<p>十八の十七 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十八条第一項の認可をする事務のうち次に掲げる行為のみに係る農用地利用集積等促進計画に係るもの（農地（四ヘクタールを超えるものに限る。）を農地以外のものにすることを伴う場合及び農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を伴う場合を除く。）</p> <p>(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権（賃借権又は使用貸借による権利に限る。）</p>	<p>十八の十六 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十八条第一項の認可をする事務のうち次に掲げる行為のみに係る農用地利用集積等促進計画に係るもの（農地（四ヘクタール（光市及び柳井市が事務を処理する場合にあっては、二ヘクタール）を超えるものに限る。）を農地以外のものにすることを伴う場合を除く。）</p> <p>(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権（賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転</p> <p>(2) 農地中間管理機構による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（(1)に掲げる行為と一体的に行うものに限る。）</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一号に規定する農地売買等事業として行う行為（交換を除く。）</p> <p>ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告をすること（イに掲げるものに限る。）。</p>
<p>平生町</p>	<p>下関市、宇部市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町及び阿武町</p>

の設定又は移転

(2) 農地中間管理機構による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(1)に掲げる行為と一体的に行うものに限る。)

(3) 農業経営基盤強化促進法第七条第一号に規定する農地売買等事業として行う行為(交換を除く。)

ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告をすること(イに掲げるものに係るものに限る。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第六号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ロ中「の指導」を「に対する必要な情報の提供、助言その他の援助」に改め、同項第二号中「、指導等」を「及び必要な

情報の提供、助言その他の援助」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 土木建築部に勤務する職員が豪雨等の異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県の管理する道路等において行う作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。

二 職員が前号に規定する作業に相当するものとして人事委員会が定める作業に従事したとき。

第二十七条第三項各号中「作業」を「第一項各号に規定する作業」に改める。

附則第五項中「第二十七条第一項に規定する」を削り、「作業に」を「第二十七条第一項各号に規定する作業に」に、「第二十七条第二項」を「同条第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第八号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の十一第三項中「電気」を「電気自動車（電気）に、「有するもの以外のものを「有しないものをいう。」に改め、「当該自動車を」を削り、「及び」の下に「第五号ロ並びに」を加える。

附則第九条の五第一項中「法第四百九十九条第一項第一号」を「第八十九条の十一第三項」に、「第五項第一号及び次条第二項」を「第五項第一号並びに次条第二項及び第三項」に、「第五項第二号及び次条第二項」を「第五項第二号及び次条第三項」に、「。次条第二項」を「。次条第三項」に、「。同条」を「。同条第一項及び第三項」に改め、「一般乗合用バス」の下に「、キャンピング車（家用のものに限る。次条第一項及び第三項において同じ。）」を加え、「同項及び同条第二項」を「第八十九条の十一第一項及び第二項」に改め、同項の表第八十九条の十一第一項第五号ロの項を削る。

附則第九条の六第一項中「前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車」の下に「若しくはキャンピング車」を加え、「であつて、」を「又はキャンピング車であつて、」に改め、「ある家用の乗用車」の下に「若しくはキャンピング車」を加え、「家用の乗用車」を削り、同項各号を次のように改める。

一 家用の乗用車

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

ロ 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円

ニ 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円

ホ 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの 年額 五万千円

- へ 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- チ 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万円
- 二 キャンピング車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百元
- ロ 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百元
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの 年額 三万六百元
- ニ 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの 年額 三万六千元
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの 年額 四万八百元
- ヘ 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの 年額 七万四五百円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円

附則第九条の六第二項中「前項」を「第一項」に改め、「乗用車(一)を「乗用車又はキャンピング車(いずれも)」に改め、同項の表中「第一号」を「第一号イ」に、「第二号」を「第一号ロ」に、「第三号」を「第一号ハ」に、「第四号」を「第一号ニ」に、「第五号」を「第一号ホ」に、「第六号」を「第一号ヘ」に、「第七号」を「第一号ト」に、「第八号」を「第一号チ」に、「第九号」を「第一号リ」に、「第十号」を「第一号ヌ」に改め、同表に次のように加える。

第二号イ	二万三千六百元	二万七千七百円
------	---------	---------

第二号ロ	二万七千六百元	三万七千七百元
第二号ハ	三万千六百元	三万六千三百元
第二号ニ	三万六千元	四万四千四百元
第二号ホ	四万八百元	四万六千九百元
第二号ヘ	四万六千四百元	五万三千三百元
第二号ト	五万三千二百元	六万千百元
第二号チ	六万千二百元	七万三百元
第二号リ	七万四百元	八万九百元
第二号ヌ	八万八千八百元	十万二千百元

附則第九条の六第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 電気自動車については、総排気量が一リットル以下の自動車とみなして、前項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県税賦課収条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成三十一年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表五の項危険物取扱者試験手数料に関する部分中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同項危険物の取扱作業の保安に関する講習手数料に関する部分中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表六の項消防設備士試験手数料に関する部分中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表七の項高压ガス第一種製造者許可申請手数料に関する部分中「もの」を「もの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けたものを除く。）」に、

<p>高圧ガス保安法第五 条第一項第一号に該 当する者であつて移 動式製造設備のみを 使用して高圧ガスの 製造をするもの当 該移動式製造設備に ついで液化石油ガス の保安の確保及び取 引の適正化に關する 法律第三十七條の四 第一項の許可を受け たるものに限る。</p>	<p>冷凍能力が二十トン以上百トン未 満の設備 一件につき 冷凍能力が百トン以上三百トン未 満の設備 一件につき 冷凍能力が三千トン以上の設備 一件につき</p>	<p>六千円</p>
<p>高圧ガス保安法第五 条第一項第二号に該 当する者</p>	<p>冷凍能力が二十トン以上百トン未 満の設備 一件につき 冷凍能力が百トン以上三百トン未 満の設備 一件につき 冷凍能力が三百トン以上千トン未 満の設備 一件につき 冷凍能力が千トン以上三千トン未 満の設備 一件につき 冷凍能力が三千トン以上の設備 一件につき</p>	<p>三万六千円 五万四千円 六万八千円 八万七千円 十一万円</p>

に改め、同項高圧ガス製造施設等完成検査手数料に

を

高圧ガス保安法第五 条第一項第二号に該 当する者	一件につき	
冷凍能力が三百トン以上千トン未 満の設備	一件につき	六万八千円
冷凍能力が千トン以上三千トン未 満の設備	一件につき	八万七千円
冷凍能力が三千トン以上の設備	一件につき	十一万円

関する部分中「(昭和四十二年法律第四百十九号)」を削り、同表八の項の備考中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「以下」を「十一の項において」に改め、同表十の項液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料に関する部分中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改め、別表第一の5の表中三十二の項を削り、三十三の項を三十二の項とし、三十四の項を三十三の項とし、別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考8中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、別表第一の10の表一の項少額領収書等の写し開示手数料に関する部分中

「
スキャナにより読み
取つてきた電磁的
記録(電子的方式
の知覚によつては
認識することがで
きない方式で作ら
れた記録)以下の
表において同一の
をフレキシブルデ
ィスクカートリッ
ジ(日本産業規格
X六二二三に適
合する幅九十ミ
リメートルの複
写したものを交
付する場合

一枚につき

四十円に少額領収書等の
写し一枚ごとに十円を加
算した額

を削り、「を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六)」

を「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この表において同じ。)を

光ディスク(日本産業規格X〇六〇六)に、

スキャナにより読取つてきた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一)に適合する直径の光ディスクの再生装置で再生するこ

一枚につき

八十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加算した額

を

スキャナにより読取つてきた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一)に適合する直径の光ディスクの再生装置で再生するこ

一枚につき

八十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加算した額

に改め、同表二の項収支報告書等の写し交付手数料

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合

少額領収書等の写し一枚につき

十円

スキャナにより読取つてきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X

四十円に収支報告書等の

<p>スキャナにより読みの取つてきた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するものと可能なものに限る。)に複写したものを交付する場合</p>	<p>スキャナにより読みの取つてきた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するものと可能なものに限る。)に複写したものを交付する場合</p>	<p>に関する部分中 六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。)に複写したものを交付する場合</p>
<p>収支報告書等の写し一枚につき</p>	<p>一枚につき</p>	<p>一枚につき</p>
<p>八十円に収支報告書等の写し一枚ごとに十円を加算した額</p>	<p>八十円に収支報告書等の写し一枚ごとに十円を加算した額</p>	<p>写し一枚ごとに十円を加算した額</p>
<p>十円</p>	<p>を</p>	<p>を削り、</p>

に改め、別表第一の11の表二の項中

「警備業認定証の再交
付」

一件につき

二千円

を削り、「警備業認定証の有効期間」を「警備業の認

定の有効期間」に改め、
「警備業認定証の書換
え」

一件につき

二千二百円

を削り、同表二の二の項を削

り、同表八の項中「二万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表九の三の項を次のように改める。

三九の 自動車運転 代行業の認 定に関する 事務	自動車運転 代行業認定 申請手数料		一件につき	一万二千元
--------------------------------------	-------------------------	--	-------	-------

別表第二の一の二の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の表五の項及び六の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例（昭和四十五年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第九十一条の二第六項各号」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、農地中間管理機構に農業の経営又は農作業の委託をした者が、当該委託の解除をした場合において、引き続き当該委託の解除に係

る土地について農地中間管理権を設定した場合であつて、当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金の項及び山口ゆめ花博基金の項を削り、同表山口県地域医療介護総合確保基金の項の次に次のように加える。

山口県薬剤師 確保基金	県内における薬剤師の確保を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
----------------	--------------------	--

別表に次のように加える。

山口県公立学 校情報機器整 備基金	初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-------------------------	--------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表山口県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金の項を削る改正規定 令和六年三月三十一日
- 二 別表山口県地域医療介護総合確保基金の項の次に次のように加える改正規定 令和六年四月一日
- 三 別表山口ゆめ花博基金の項を削る改正規定 令和六年五月三十一日

山口県男女共同参画相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

山口県男女共同参画相談センター条例の一部を改正する条例

山口県男女共同参画相談センター条例（平成十三年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生を図り」を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）を支援し」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 男女共同参画相談センターに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項の規定に基づく女性相談支援センターを置く。

第三条第一項第三号中「相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第二項中「相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

第三条第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を

同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

第四条第二項中「相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十四号

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び女子であつて配偶者のある者」を削る。

第十三条第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県条例第十五号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第五条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県条例第十六号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「同一敷地内にある」を削る。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第十条の三 指定訪問介護事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定訪問介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十一条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条第一項中「同じ。」の下に「又は離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)若しくは過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。以下同じ。)に所在し、かつ入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設」を、「当該指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「又は当該指定介護老人福祉施設」を加える。

第五十条第一項中「に併設される」を「又は離島振興対策実施地域若しくは過疎地域に所在し、かつ入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に併設される」に、「の医師に」を「又は当該指定介護老人福祉施設の医師に」に、「医師を」を「医師を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設又は当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められる場合は生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を」に改める。

第五十四条第一項中「身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「」及び「」という。)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第十条の二」の下に「、第十一条」を加える。

第六十条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第六十二条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）」を削る。

第六十三条中「から第十二条まで」を「、第十一条、第十二条」に改める。

第七十一条の二を削る。

第七十二条中「第十条の二」の下に「、第十一条」を加え、「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第五十四条」に改める。

第七十七条及び第八十九条第二項中「第十条の二」の下に「、第十一条」を加える。

第九十二条第一項中「第三十四条第四項及び」を「第三十四条第一項ただし書及び同条第四項並びに」に改める。

附則第十五項中「健康保険法等の一部を改正する法律」の下に「（平成十八年法律第八十三号）」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和三年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（経過措置）

2 第二条の規定の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三条第三項（同条例第三十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）並びに第七条の二及び第十条の二（これらの規定を同条例第三十二条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条例第三条第三項、第七条の二第一項及び第十条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条例第七条の二第

二項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定居宅サービス等条例」という。）第二十一条第一項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導及び指定通所リハビリテーションに関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年六月一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス等条例（以下「改正後の条例」という。）第十条の三（改正後の条例第二十四条、第二十八条、第三十二条及び第四十八条において準用する場合に限る。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に関する経過措置）

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の条例第五十四条第三項（改正後の条例第五十八条、第六十三条（改正後の条例第六十六条において準用する場合を含む。）、第八十九条第二項及び第九十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第五十四条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「同一敷地内にある」を削る。

第十八条の三の二の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十八条の三の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十一条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第四十四条第一項中「に併設される」を「又は離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。）若しくは過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。）に所在し、かつ入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に併設される」に、「の医師に」を「又は当該指定介護老人福祉施設の医師に」に、「医師を」を「医師を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設又は当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められる場合は生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を」に改める。

第四十八条第一項中「身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

第四十九条中「第十八条の三の二」の下に「、第十八条の四」を加える。

第五十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項

中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第五十六条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）」を削る。

第五十七条中「から第十八條の五まで」を「第十八條の四、第十八條の五」に改める。

第六十五條の二を削る。

第六十六條中「第十八條の三の二」の下に「第十八條の四」を加え、「及び第四十七條」を「第四十七條及び第四十八條」に改める。

第七十一條中「第十八條の三の二」の下に「第十八條の四」を加える。

第七十三條第一項中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。

第八十一條第二項中「及び第十八條の三」を「第十八條の三及び第十八條の三の三」に改める。

附則第十三項中「健康保険法等の一部を改正する法律」の下に「（平成十八年法律第八十三号）」を加える。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和三年山口県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（経過措置）

2 第二条の規定の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第三条第三項（同条例第三十條第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）並びに第十七條の二及び第十八條の三の二（これらの規定を同条例第三十二條において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条例第三条第三項、第十七條の二第一項及び第十八條の三の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条例第十七條の二第二項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条例第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第二十一条第一項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防居宅療養管理指導及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年六月一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定介護予防サービス等条例（以下「改正後の条例」という。）第十八条の三の三（改正後の条例第二十四条、第二十八条、第三十二条及び第四十二条において準用する場合に限る。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に関する経過措置）

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四十八条第三項（改正後の条例第五十二条、第五十七条（改正後の条例第六十条において準用する場合を含む。）、第八十一条第二項及び第八十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第四十八条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、入所者」を「入所者」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「管理栄養士を」の下に「、離島振興対策実施地域（離島

振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。）又は過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。）に所在し、かつ入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設にあっては、当該指定介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業を行う事業所をいう。）が併設される場合であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは介護支援専門員を」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号を削る。

第四条中「同一敷地内にある」を削る。

附則第二項中「健康保険法等の一部を改正する法律」の下に「（平成十八年法律第八十三号）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように

改正する。

目次中「第九章 指定自立訓練（生活訓練）（第四十五条―第四十八条）」を

「第九章 指定自立訓練（生活訓練）（第四十五条―第四十八

条）

に改める。

条の三）」

第三条第五号中「、同条例第二十四条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第四条第一項中「第八章」の下に、「第九章、第十章」を加える。

第七条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第十七条第五項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第二十五条第一項及び第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 指定就労選択支援

(指定就労選択支援の原則)

第四十八条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(準用)

第四十八条の三 第二章（第五条から第八条まで及び第十一条を除く。）、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条及び第四十六条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「生活支援員、地域移行支援員及びサービス管理責任者」とあるのは、「就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）」と読み替えるものとする。

第五十七条の五中「、第十八条及び第四十六条（第二項を除く。）」を「及び第十八条」に、「区画」と、第四十六条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは「地域生活支援員」を、「区画」に改め、同条を第五十七条の六とし、第五十七条の四の次に次の一条を加える。

(従業者)

第五十七条の五 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）には、規則で定める員数の地域生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第五十八条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第五十九条の二中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつ若しくは」に改め、「日常生活上の」の下に「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」を加え、「又は食事」を「若しくは食事」に改める。

第五十九条の四中「相談その他の日常生活上の」の下に「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」を加え、「又は食事の介護その他の日常生活上の」を「若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第六十条中「、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第二十五条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）を削る。第六十条の五第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等条例第四十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）

第六十条の六中「前条第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第六十四条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「次項に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を、「場合において」の下に「、同条第一項中「指定通所介護事業者等」とあるのは「指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者」とを加え、「第六十四条」を「第六十四条第一項」に改め、同条に次の四項を加える。

2 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して当該病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）には、管理者及び規則で定める員数の専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を置かなければならない。

3 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所には、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の専用の部屋等を設けなければならない。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者は、規則で定める基準を満たす者でなければならない。

第六十七条第一項及び第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第四項中「他の職務」の下に「に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次及び第四条第一項の改正規定並びに第九章の次に一章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）第三条の規定の施行の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

5 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

6 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第二十六条―第三十条）」を「第五章 自立訓練（生活訓練）（第二十六条―第三十条）」に改

める。

第二条第五号中「、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三条第一項中「から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（就労選択支援の原則）

第三十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第三十条の三 就労選択支援の事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

（準用）

第三十条の四 第二章（第四条から第八条までを除く。）、第十八条、第二十条、第二十二條及び第二十九條の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「並びに規則で定める員数の生活支援員、地域移行支援員及びサービス管理責任者」とあるのは、「及び規則で定める員数の就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）」と読み替えるものとする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(規模)

第三十一条の二 就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

第三十四条中「第十六条」の下に「、第十七条」を加える。

第四十二条中「（就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次及び第三条第一項の改正規定並びに第五章の次に一章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）第三条の規定の施行の日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

6 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障

害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第六条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

「第十章 児童発達支援センター」

目次中 第一節 福祉型児童発達支援センター（第四十八条―第五十条の二） を「第十章 児童発達支援センター（第四十八条―第五

第二節 医療型児童発達支援センター（第五十一条―第五十三条の二）」

「第十三条」に、「第十四章 雑則（第六十七条）」を「第十四章 里親支援センター（第六十七条―第七十条）」

第十五章 雑則（第七十一条）」

に改める。

第六条の三第一項及び第八条中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第四十二条第二項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第四十三条第九項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十一項中「心理指導担当

職員」を「心理担当職員」に改める。

第四十五条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第四十六条第四項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章第一節の節名を削る。

第四十八条第一項及び第二項を次のように改める。

児童発達支援センターは、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。））、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室を設けなければならない。

2 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第四十八条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十九条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター）を除く。次項において同じ。」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第一項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

4 嘱託医については、第四十三条第二項の規定を準用する。

第四十九条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「。以下同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十条及び第五十条の二中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第十章第二節の節名を削る。

第五十一条から第五十三条までを次のように改める。

第五十一条から第五十三条まで 削除

第五十三条の二を削る。

第六十七条を第七十一条とする。

第十四章を第十五章とし、第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 里親支援センター

(設備)

第六十七条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問することができる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第六十八条 里親支援センターには、規則で定める員数の里親制度等普及促進担当者（里親制度等（里親制度その他の児童の養育に必要な制度をいう。以下同じ。）の普及の促進及び新たに里親となることを希望する者の開拓を行う者をいう。以下同じ。）、里親等支援員（里親等の支援を行う者をいう。以下同じ。）及び里親研修等担当者（里親及び里親になろうとする者の研修を行う者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第一条の十に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度等に対する理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度等の普及の促進及び新たに里親となることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度等に対する理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度等に対する理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者の研修の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
(長の資格)

第六十九条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務に十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度等に対する理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(支援の原則)

第七十条 里親支援センターにおける支援は、里親制度等の普及の促進、新たに里親となることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者の研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親等、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童の支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二

条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（以下「新児童福祉法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第四十八条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の条例第四十九条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定医療型児童発達支援（第二十四条―第二十七条）」を「第三章 削除」に改める。

第二条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、「により」の下に「治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。次章において同じ。）が」を加える。

第四条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第六条第四項を削り、同条第五項中「指定児童発達支援事業所の従業者」を「第一項及び第二項に規定する従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がな

い場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第六条第六項中「前項」を「前二項」に改める。

第七条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第九条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「場合は」の下に「、医療法に規定する診療所として必要な設備を除き」を加え、同項を同条第四項とする。

第十一条の三第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十四条から第二十七条まで 削除

第二十八条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第三十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第三十三条第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の下に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、及び「」を行い、並びに」に改める。

第三十八条中「、第二十四条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削り、「第二章」の下に「及び第四章」を加え、「、第二十五条」を削り、「第四項までの規定」を「第三項まで及び第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「、第二十五条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

第四十二条第三項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に一部改正法第二条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第六条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。）については、改正後の条例第六条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（改正前の条例第六条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。）については、改正後の条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第三条第一項中「計画」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画」を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する」を削る。

第四条第四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第六項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第二項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第二十二条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十九号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第二十八条」を削る。

第四条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第五条第一項第一号中「滅菌消毒」を「滅菌消毒」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年山口県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

第二条中「第四項」の下に「若しくは第四十条の六第一項若しくは第三項」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十一号

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例

山口県立自然公園条例（昭和三十五年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 風景地保護協定（第十九条―第二十四条）」を

「第五章 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第十八条の七―第二十条）
第六章 風景地保護協定（第十九条―第二十四条）」

八条の十一）

「に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第六条の見出し中「の決定」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第七条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第七条の二を第七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（協議会による公園事業の決定等の提案）

第七条の四 第八条の七第一項に規定する協議会は、知事に対し、第八条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第七条の二 第八条の七第一項に規定する協議会は第八条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第十八条の七第一項に規定する協議会は第十八条の八第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすること提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第八条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第八条の七第一項中「知事は」の下に、「第七条の三から前条までの規定の施行に必要な限度において、」を加え、「第七条の二から前条までの規定の施行に必要な限度において」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、第七条の三から前条までの規定の施行に必要な限度において、第八条の八第四項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第八条の七を第八条の十二とし、第八条の六の次に次の五条を加える。

(協議会)

第八条の七 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第十七条第一項に規定する集団施

設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町

二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。
（利用拠点整備改善計画の認定）

第八条の八 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関

する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第八条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

八 その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第八条の九 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第八条の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定(前項の変更の認定を含む。次条第一項、第八条の十一及び第八条の十二第二項において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第八条の十 知事は、第八条の八第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第八条の十二第二項において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第八条の十一 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第八条の八第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第八条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十二条第三項に次の一号を加える。

十七 知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車両を使用すること。

第十二条第七項中「前四項」を「第三項から前項まで」に改め、同項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業(第十八条の十第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第十八条の七第二項第二号に規定する自然

体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第十四条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一
号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第十五条第三項中「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第十六条第三項中「証票」を「証明書」に、「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第十八条第一項第二号中「けんお」を「嫌悪」に改め、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる行為であつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

イ 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。ロにおいて同じ。）に餌を与えること。

ロ 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第十八条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項中「証票」を「証明書」に、「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第三十四条中「第八条の六又は第十五条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第八条の六又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者

二 第十二条第三項の規定に違反した者

第三十五条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十七条第一号中「第八条の七第一項」を「第八条の十二第一項若しくは第二項若しくは第十八条の十一第一項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第七号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十八条中「前四条」を「第三十四条から前条まで」に改める。

第八章を第九章とする。

第三十一条第四項中「証票」を「証明書」に、「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十二条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第七章を第八章とする。

第二十五条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第二十六条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二十七条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六章を第七章とする。

第十九条第一項中「第二十六条第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第十八条の七 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に關し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると

見込まれる者

三 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町が必要と認める者

3 第八条の七第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十八条の七第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第十八条の七第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第十八条の八 前条第一項に規定する協議会（以下この項及び次条第一項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するも

のであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならぬ。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第十八条の九 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第十八条の十 知事は、第十八条の八第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進計画」という。)が第十八条の八第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十八条の十一 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十八条の八第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計

画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定

自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この条例は、令和六年六月一日から施行する。

下関漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

下関漁港管理条例等の一部を改正する条例

(下関漁港管理条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

一 下関漁港管理条例(昭和三十年山口県条例第二十六号)第一条

二 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)第一条

三 下関漁港地方卸売市場条例(昭和四十八年山口県条例第二号)第三十一条第三項

四 一般海域の利用に関する条例(平成十年山口県条例第三号)第二条第一号

(山口県漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

第二条 山口県漁港土砂採取料等徴収条例(平成十二年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二条中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定

する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第五十条第一項

各号に掲げる事項を定めた者に限る。)を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第三十九条第四項に規定する者については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十の二の項中「二百円」を「三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十四号

山口県建築基準条例の一部を改正する条例

山口県建築基準条例(昭和四十七年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「あるか、又は」を「ある建築物(特定主要構造部(法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。)が耐火構造である建築物を含む。)又は主要構造部が」に改め、同条第四項中「あるか、又は」を「あるもの(特定主要構造部が耐火構造であ

るものを含む。)又は主要構造部が」に改める。

第十二条第二項及び第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百八条の三第一項第一号」を「第百八条の四第一項第一号」に改める。

第十三条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十五号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第四号口中「第十条第一項」を「第十条第一項又は配偶者暴力防止等法第十条の二(いずれも)」に改める。

第九条第三項第七号口中「第十条第一項」の下に「又は配偶者暴力防止等法第十条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十六号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の表生見川発電所の項の次に次のように加える。

平瀬発電所	岩国市	一、一〇〇
-------	-----	-------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十七号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二佐波川工業用水道の項中「五十円」を「四十五円」に、「十三円五十銭」を「十六円五十銭」に改め、同表厚東川工業用水道の項中

「十八円五十銭」を「二十一円十銭」に、「九円六十銭」を「九円」に改め、同表厚狭川工業用水道の項中「十九円四十銭」を「十九円八十

銭」に、「十六円四十銭」を「十五円三十銭」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十八号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、〇〇三人」を「一、九九八人」に、「四五七人」を「四五八人」に、「二、四六〇人」を「二、四五六人」に改め、同条第三号中「一、二四五人」を「一、二八三人」に、「一五五人」を「二五一人」に、「一、四〇〇人」を「一、四三四人」に改め、同条第四号中「二、八八四人」を「二、八五五人」に、「二五七人」を「二五八人」に、「三、〇四一人」を「三、〇一三人」に改め、同条第五号中「四、九四三人」を「四、八九二人」に、「五、二六八人」を「五、二二七人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表第六の二級の項中「山口市立申小学校」及び「山口市立袖野木小学校」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十九日
印刷
令和六年三月十九日
発行

発行人
所

山口県知事
山口市